

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 2022 年 4 月 1 日～2024 年 8 月 31 日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 計画期間内において女性社員の育児休業取得率 100%を維持するとともに、男性社員の取得率向上を目指します。

<実施時期・取組内容>

- ・ 2022 年 4 月～ 仕事と育児の両立を支援するため、定期的に管理職に対して当社の育児関連制度の周知と意識啓発を実施します。
- ・ 2022 年 4 月～ 男性社員が育児休業等を活用促進するため、制度の個別周知、育児休業取得の事例紹介や、育児に関する意識向上に向けた支援を実施します。
- ・ 2022 年 4 月～ 配偶者が出産した男性社員を対象として、本部及び所属長から育児休業取得をすすめるとともに、部署全体の業務の配分についての見直しを実施します。

目標 2 平均勤続年数の男女比 80%以上を目指します。

<実施時期・取組内容>

- ・ パート職員の正社員登用を推進します。
- ・ 2022 年 4 月～ キャリアアップのための転職も高い割合で見られることから、法人内でのスキルアップ可能な研修体系の構築や外部研修機関の積極的に活用し女性職員の定着を図ります。